

(令和6年11月6日発表)

「災害時における支援協力に関する協定」の締結 (イオンビッグ株式会社様)

◆アピールポイント	<p>○本市に6店舗、全国12県で約100店舗以上のディスカウントストア「ザ・ビッグ」を運営するイオンビッグ株式会社様と県内で初めて、災害時の緊急物資の供給を目的とした防災協定を締結しました。</p> <p>○大規模災害発生時には、食料品や生活必需品などの物資の不足が予想されます。市では、市民の皆様にご家庭での備蓄等をお呼びかけるとともに、皆様へ配布するために備蓄を行っていますが、備蓄が足りなくなる事態も考えられるため、流通事業者様などと協定を締結し、万が一に備えています。</p>
◆連携内容	<p>【協定名称】 災害時における支援協力に関する協定</p> <p>【対象災害】 地震等による大規模な災害</p> <p>【協定における連携項目】 物資の調達・供給（配送を含む）</p> <p>【物資の範囲】 食料品、生活必需品 ※詳細は、別紙資料内の別表「災害時の主な必要物資一覧表」のとおり</p>
◆連携先	<p>【イオンビッグ株式会社】 イオングループのディスカウントストア「ザ・ビッグ」を運営する企業。食料品を中心とした生活必需品を取扱い幅広い世代に支持されており、令和6年10月時点で全国に123店舗を展開する。</p> <p>静岡市内においては、静岡新伝馬店(葵区)、静岡登呂店・静岡豊田店・静岡新川店・静岡川原店(駿河区)、蒲原店(清水区)の計6店舗を構え、今冬、静岡城北店(葵区)のオープンを予定している。また、店舗を展開する他県の地域で複数の防災協定の実績がある。</p>
◆その他	<p>締結式は実施しません。</p>

別紙資料 有(協定書)

【問合せ】

- ◆危機管理局危機管理課
(静岡庁舎新館3階)
- ◆担当：長島、石上
- ◆電話：054-221-1012

災害時における支援協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）とイオンビッグ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の所有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、現に保有し、又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が現に保有し、又は調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条各号に掲げる物資の供給を受けようとするときは、品目、数量、納入場所等を明示した文書で、乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引き渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難

な場合は、甲、乙協議の上で定めるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(情報交換及び提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供しあうものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関して相互部署を定め、連絡責任者を選任した場合及びそれを変更した場合には、相互に通知するものとする。

(協定の期間と効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の前1箇月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月25日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長

難波 喬司

乙 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番8号
イオンビッグ株式会社
代表取締役

小林 健太郎

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）</p> <p>生活必需品 紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、ウエットティッシュ、ゴミ袋、ろうそく、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）</p>	<p>食料品 ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類</p> <p>生活必需品 タオル、靴下、軍手、雑巾、ガムテープ、ビニール紐、カセットボンベ、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、マスク、ハンドソープ、シャンプー、リンス</p>

別紙様式1

災害時における物資調達要請書

年 月 日

イオンビッグ株式会社 様

静 岡 市 長

1 災害および協力を必要とする状況

2 協力を必要とする物資の内容等

必要とする物資の種類	数量	物資配達先	備考

別紙様式2

災害時における物資供給実施状況報告書

年 月 日

静岡市長 様

イオンビッグ株式会社

令和 年 月 日付け、第 号で要請のあった物資を下記のとおり供給したので
報告します。

記

物資供給実施状況

供給物資の種類	数量	物資配達先	搬入日時